

第2次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱

＜野田市DV被害女性支援基本計画＞

平成20年1月

野 田 市

第2次野田市ドメスティック・バイオレンス 総合対策大綱の策定にあたって

野田市では平成13年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の施行に伴い、平成14年2月、いち早く市として取り組む方向性を体系的・総合的にまとめた「野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱（DV大綱）」を策定いたしました。

DV大綱では、相談・保護・自立支援という一貫した支援体制に取り組むこととし、同年7月には、市レベルとしては全国に先駆けて「緊急一時保護施設」（シェルター）を設置するとともに、独自施策として、シェルターに入所するDV被害女性が所持金を持っていないことや医学的又は心理的な治療が必要なことを踏まえ、「緊急生活支援資金」や「カウンセリング受診」の助成制度を創設いたしました。

また、それと同時に、DV被害女性が自立する上での緊急課題として居住の場を確保する必要があることから、市営住宅への入居条件を緩和するとともに、市営住宅を目的外使用したステップハウスの設置、民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業、住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業などの支援策を順次整備し、きめ細かな支援体制を構築いたしました。

こうした経過がある中で、国は野田市のようなDV施策が市町村レベルでは全く行われていない現状から、2度目のDV防止法改正に際し、市町村の努力義務として「市町村基本計画」を策定すること、及び「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たすことを盛込んで、平成19年7月に改正法が公布されたところです。

市では、DV大綱に基づき推進してきた施策に基本的な変更はありませんが、改正DV防止法の趣旨に基づき、「配偶者暴力相談支援センター」の機能を新規に位置付けることを、パブリックコメント手続により意見募集した結果、賛成の意見をいただくとともに、野田市男女共同参画審議会の議を経て「第2次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱（第2次DV大綱）」を策定いたしました。

この第2次DV大綱は、平成20年1月11日の改正DV防止法施行日にあわせ、「市町村基本計画」として、明確に位置付けることといたします。

平成20年1月

野田市長 根本 崇

目 次

I. DV防止法施行から現在までの国・県の動向

- (1) 国の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 県の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II. 野田市の取組〔野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱の成果〕

- (1) DV被害防止に向けた啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 被害者に対する相談機能の充実・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 緊急一時保護施設（シェルター）の設置・運営・・・・・・・・ 3
- (4) 被害者の自立支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (5) 行政による取組体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (6) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

III. 改定にあたっての基本的な考え方

- (1) 基本的視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (3) 第2次DV大綱の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (4) 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

IV. 具体的な展開方針

- 基本課題1 DV被害防止に向けた啓発の推進・・・・・・・・ 8
- 基本課題2 DV相談・連携機能の確立・・・・・・・・・・・・ 9
- 基本課題3 緊急時の安全確保及び一時保護の実施・・・・・・・・ 11
- 基本課題4 自立支援策の充実・活用・・・・・・・・・・・・ 13
- 基本課題5 関係機関との連携体制の構築・・・・・・・・・・・・ 15

V. 資料編

- DV被害女性を対象とした各種支援策一覧・・・・・・・・ 16
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律・・・・・・・・ 17

I. DV防止法施行から現在までの国・県の動向

(1) 国の動き

国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が進められてきた。しかし、配偶者からの暴力は、その発見が困難な家庭内で行われるため潜在化しやすく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われていないという世論の高まりもあった。

こうしたことから、国は、先に成立した男女共同参画基本法の理念に沿い、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための施策を講ずるために、平成13年10月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」を施行した。この法律の成立により、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護が図られることとなった。その後、平成16年12月改正法では、被害者の自立支援の明確化等の観点から国による基本方針の策定及び都道府県による基本計画の策定を義務付けるなど、取組がより具体化された。

そして、平成20年1月施行の今次改正法では、実態やニーズに合わせるために市町村に配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことや、都道府県のみ義務付けられていた基本計画の策定を市町村の努力義務とするなど、法施行後6年間の実績と反省を踏まえ、より国民に身近な法律として整備が進んだ。

(2) 県の動き

千葉県ではDV防止法の施行に伴い、平成14年4月婦人相談所を改組した女性サポートセンターを開設し、電話相談や一時保護をスタートさせた。その後平成16年6月、県内14か所の健康福祉センターを配偶者暴力相談支援センターに指定し県内管区ごとで相談が受けられるとした体制をつくり、平成18年3月に、県にその策定が義務付けられていた「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を策定し、それに基づき取組を進めている。

II 野田市の取組〔野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱の成果〕

野田市ではDV防止法の施行を受け、被害者保護のための施策取組は地方公共団体の責務と受け止め、平成14年2月、いち早く市として取り組む方向性を体系的・総合的にまとめた「野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」を策定した。さらに、緊急的に安全確保できる場の早期設置が切実なニーズと判断し、同年7月に市町村が設置主体となるものとしては全国に先駆けて野田市緊急一時保護施設（シェルター）を整備した。あわせて、緊急生活支

援資金助成制度など、それに関連する市独自施策も順次立上げ整備を進めた。

野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱にのっとり、相談・保護・自立支援といった一貫した施策体系構築を目指し取り組んできたこの5年間の主要な成果及び実績は、以下のとおりである。

⇒【各種支援策の要件や対象は「V. 資料編」に整理して掲載】

(1) DV被害防止に向けた啓発

① 広報・啓発活動の推進

市報及び男女共同参画推進だより「フレッシュ」を活用し、DV防止に向けた啓発やDV防止法の改正内容を掲載するなどの情報を提供している。

また、市ホームページにおいて市が取り組むDV対策を掲載し、相談・保護・自立支援といった一貫した各種支援策について、市民周知を図っている。

② 講演会等による啓発活動の推進

一般市民を対象に、DV問題に係る現状や課題についての講演会や「デートDV」についての講演会を開催し、広い年代層への浸透を企図している。

最近では、市内県立高校に出向き2、3年生を対象にデートDVセミナーを実施した。若者間で起きているDVの認識が深まり、生徒の反応はよかった。

(2) 被害者に対する相談機能の充実

① 女性カウンセラーによる「女性のための相談」の実施（平成13年5月～）

DV問題を含む女性が抱える多様な問題・悩みについて、カウンセリングをベースとした相談窓口を開設している。《毎週木曜日（4回）、第二土曜日》

DVに係る相談件数は20%程度あるが、相談日の日程に合わせなくてはならない制約からか、軽易なDV認識の相談者が一つのきっかけとして受けるケースとなる。相談の過程で、緊急的に支援が必要な被害女性については、本人とカウンセラーから男女共同参画課に引き継がれるよう連携をとっている。

《「女性のための相談」年度別相談件数》

年 度	相談件数（件）			
		うちDV件数		
		電話	来所	
平成13年度（5月～3月）	78	31	0	31
平成14年度	129	20	0	20
平成15年度	177	42	0	42
平成16年度	195	26	0	26
平成17年度	168	41	1	40
平成18年度	148	32	4	28

②男女共同参画課によるDV相談の実施

緊急的に支援が必要な被害女性に対応し、随時電話及び来所相談を受け付け、被害状況や暴力の経過などを確認し、緊急度の高い事案については警察と連携を図り暴力抑止策を講じ、必要な段階でシェルターに保護する。また、自立支援は本人の意思を最優先に考え、あらゆる情報提供を行い、その理解を前提に庁内外を問わずコーディネートを進め、関係機関に同行しサポートしている。

女性のための相談と異なる特徴としては、就業を含め一般的な社会生活上の経験が浅い若い世代が多く、自立の道筋に至るまで多くの時間が必要である。

《男女共同参画課による年度別相談件数》

年 度	DV相談件数(件)		
	計	来所	電話
平成14年度	67	48	19
平成15年度	35	27	8
平成16年度	40	28	12
平成17年度	133	86	47
平成18年度	182	101	81

(3) 緊急一時保護施設（シェルター）の設置・運営

①緊急一時保護施設による保護（平成14年7月～）

公設のシェルターを設置し、被害女性の身の安全を確保するとともに、入所中は安心して相談が重ねられる諸条件を整えつつ、日々変わる心の変化をも抱擁し本人の意思を最優先に据え、自立するために必要な情報の提供や関係機関への同行など、考えられる限りの支援をマンパワーで行っている。

なお、被害女性は住所地から離れて自立することから、広域的連携が必要となるため、市では他自治体との相互受入れを視野に入れて、市民以外の被害女性も入所できるように規定を整備し、自治体間依頼による受入れをはじめ、DV防止法の規定に基づく一時保護委託契約による入所に対応している。

《野田市緊急一時保護施設による年度別保護件数》

年 度	一時保護件数(件)		
	計	市民	市民以外
平成14年度	8	5	3
平成15年度	10	7	3
平成16年度	3	1	2
平成17年度	4	4	0
平成18年度	5	1	4

②民間団体との連携による運営（一部業務委託）

入所中の被害女性に対する身の回りの世話や、求職活動・住宅探しへの同行などを民間団体に委託し、官民協働による支援態勢をとり、実効をあげている。

(4) 被害者の自立支援

①緊急生活支援資金助成（平成14年7月～）

所持金を持たないシェルター入所中の被害女性が、自立の際に関係機関への相談、保護命令等の申立てに必要な経費に充当するために助成制度を創設している。

②カウンセリング受診助成（平成14年7月～）

シェルター入所中の被害女性が本人の意思により、心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な治療として、市内精神科医によりカウンセリングを受けた場合、その経費について助成制度を創設している。

③求職活動の支援

市独自の無料職業紹介所や公共職業安定所を活用した求職活動の支援を図るとともに、被害女性が自立後にひとり親家庭として、雇用の安定を図るため、パソコン講座（野田地域職業訓練センター）の受講や教育訓練給付金、高等技術訓練促進費を活用している。

④居住の場の確保

1)市営住宅への入居（平成14年7月～）

I 入居条件の緩和

被害女性は夫との離婚が成立してなくとも、婚姻関係は事実上破綻していると考え、母子家庭などと同様として取り扱うこととしている。

II ステップハウスの設置（平成16年7月～）

市営住宅を目的外使用することで、被害女性が精神的ケアと経済的自立に向けた生活の準備をするためのステップハウス（自立のための中間施設）として位置付け、被害女性の自立支援の促進を図るため設置している。

2)民間賃貸住宅への入居

I 民間賃貸住宅入居時家賃等助成（平成17年4月～）

緊急に居住の場を確保する必要がある一時保護施設等へ入所している被害女性で、民間賃貸住宅へ入居しようとする低額所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成する制度を創設している。

Ⅱ 住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援（平成17年8月～）

家賃等の支払ができるにもかかわらず、「条件の合う住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が不安」などの理由で市内の民間賃貸住宅への入居が困難な被害女性世帯で、一時保護施設等に入所した方又はしている方に対し、民間賃貸住宅情報の提供、民間保証会社や既存の福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行うとともに、低額所得者などには、家賃等保証委託契約に要する費用の一部を助成する制度を創設している。

(5) 行政による取組体制の整備

① 関係機関等によるネットワーク組織（平成14年7月～）

関係機関・関係団体等の実務者による連絡組織「野田市ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会」を設置し、情報交換・事例紹介などにより、被害者の保護及び自立支援について共通認識を持ち、迅速かつ総合的に推進するための支援体制を構築している。

② 職員研修の充実

職員を対象にしたDVに関する知識の向上、相談者への対応技術の向上を図るための研修会へ参加している。

一般職員を対象とした男女共同参画及びDVに関する研修会を各階層ごとに実施し、DVに対する理解を深め、二次被害の防止に努めている。

(6) その他

① 加害男性対策

男性を含めた一般市民を対象に、DVについての現状や課題についての講演会を開催し、意識啓発に努めている。

また、被害女性と子供の情報について、行政窓口担当や保育所、学校関係と連携を図り、加害男性への非開示の徹底を図っている。

② 関連する法制度の運用

DV防止法に基づく保護命令や住民基本台帳事務処理要領の一部改正に基づく転居先への異動情報の閲覧制限などの運用により、被害女性とその家族の安全の確保に努めている。

また、公営住宅法におけるDV被害者への対応の明確化により、市営住宅の目的外使用が可能となったことから、その運用としてステップハウスを設置した。

Ⅲ 改定にあたっての基本的な考え方

(1) 基本的視点

- ① DV被害女性の日々変わる心の変化に対応し、本人の意思を最優先に考え、それぞれに合った支援策をきめ細かく、総合的にコーディネートする。
- ② 民間団体と連携し、それぞれの役割分担のもと、官民が一体となった支援体制を構築する。
- ③ DV防止法第3条第2項に基づく「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たすこととし、次の業務を行うものとする。
 - 1) DV被害女性の相談に応じること又は相談を行う機関を紹介すること。
 - 2) DV被害女性の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 3) DV被害女性が自立するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整等を行うこと。
 - 4) 保護命令制度について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整等を行うこと。
 - 5) DV被害女性を居住させ保護する施設の利用について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整等を行うこと。
 - 6) DV被害女性の各種支援を行う際、必要に応じて関係機関等への同行支援に努めること。
 - 7) DV被害女性の各種支援を行う際、必要に応じてDV被害女性の支援活動を行う民間団体と連携を図ること。

(2) 基本目標

市として、緊急一時保護施設（シェルター）を設置しているため、相談・保護・自立支援まで一体的支援が可能であることから、基本目標を次のとおり定め推進する。

相談・保護・自立支援が一体となった支援

(3) 第2次DV大綱の位置付け

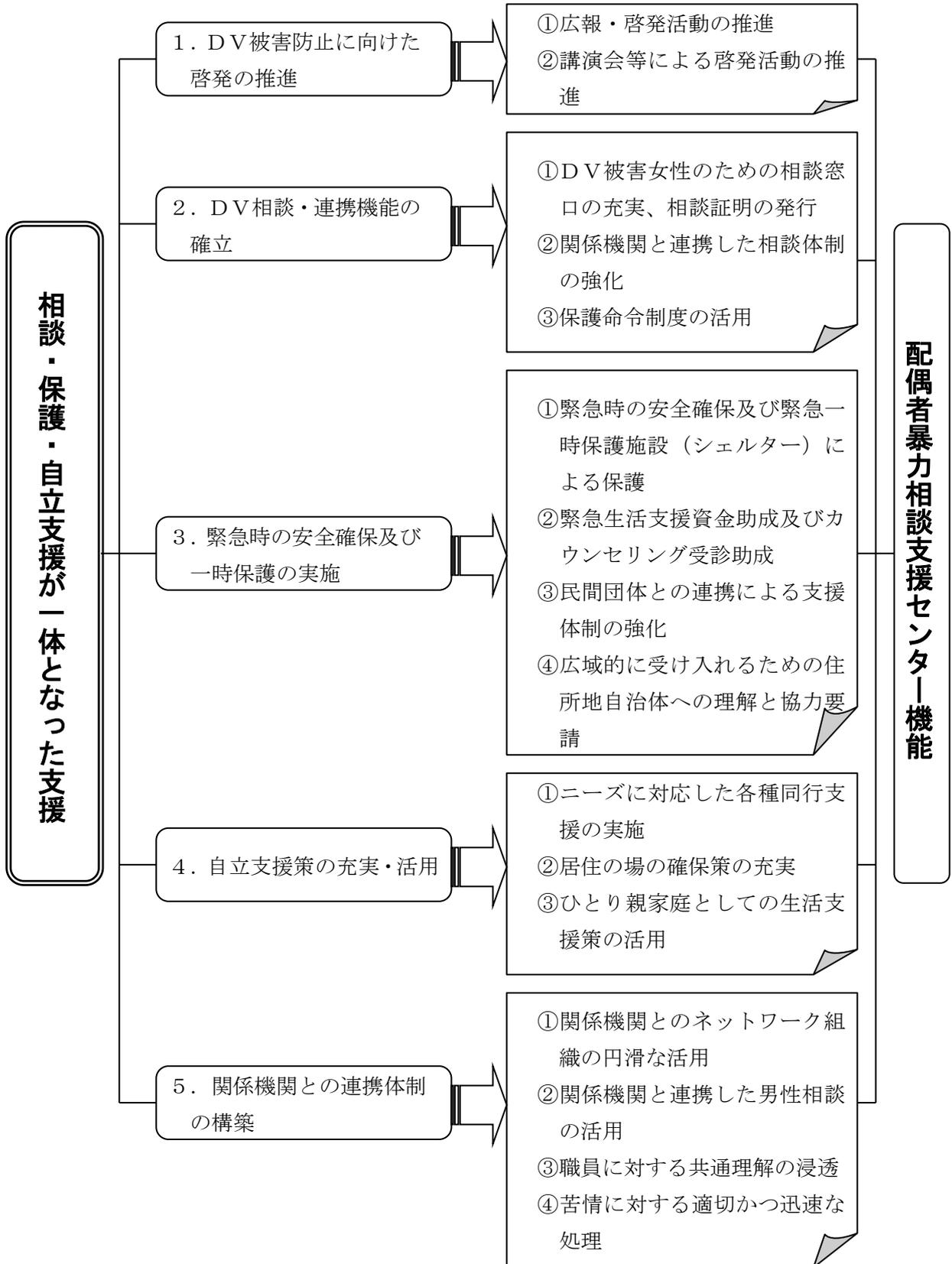
- ① 本大綱は、DV防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付け、野田市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画とする。
- ② 本大綱は、「野田市男女共同参画計画」と整合性を図るものとする。

(4) 施策の体系

《基本目標》

《基本課題》

《具体的な展開方針》



IV 具体的な展開方針

基本課題1 DV被害防止に向けた啓発の推進

【考え方】

DVは外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害男性に罪の意識が薄いという傾向があり、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特性がある。

DV防止法の施行により、相談機関が増加したこと、一時保護の業務が開始されたことにより、社会の認識もかなり高まってきた。

しかし、今なおDV被害を受けながら、DVと気付かない被害女性や相談することをためらう被害女性も多く、DVとは身体的暴力のみならず、精神的暴力等も含まれるなど、被害女性本人が正しい認識と理解を得ることが重要である。

また、DVは配偶者間の問題だけではなく、「デートDV」と言われる若者の間でも発生している現状があり、若い世代への啓発も必要と考えられる。

こうした中、DV防止の観点から配偶者間や親しい関係であっても、暴力は許されない行為であるという意識を社会全体で共有することが必要であり、あらゆる機会を通じて、DV被害防止に向けた啓発を推進する。

なお、法制度や各支援策の啓発・情報提供については、誤った解釈をしている被害女性も多く、メニュー等の掲示にとどめ、まず相談することを勧め、各ケースに合った正確な教示に努めるとともに、配偶者暴力相談支援センターなどの相談業務の啓発については、加害男性の目につきにくい方法を工夫するなど、被害女性の立場に立って行うこととする。

具体的取組

- ① 広報・啓発活動の推進
 - 1) 市報及び男女共同参画推進だより「フレッシュ」による啓発を推進する。
 - 2) 市ホームページによる各種支援策を紹介する。
- ② 講演会等による啓発活動の推進
 - 1) 形式にとらわれず、講演会・講座など機会を捉えた啓発を推進する。
 - 2) 若い世代を対象とした啓発を推進する。

基本課題2 DV相談・連携機能の確立

【考え方】

女性カウンセラーによる「女性のための相談」を開設し、DV問題を含む女性が抱える多様な問題・悩みについて対応しているが、精神的な負担の軽減を求める相談者が多く占めているため、カウンセリングを中心とした相談窓口として、引き続き実施するとともに、外国人にも対応した相談窓口として充実を図る。

緊急的に支援が必要なDV被害女性については、配偶者暴力相談支援センターが直接電話や面接で相談に応じるとともに、身体的暴力が激しい場合、加害男性の追及が執ような場合は、被害女性の意思を踏まえた上で、警察と連携し安全の確保に努める。

その場合、被害女性の話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握・理解し、その被害女性にとって最善の支援策や法制度を正確に教示することに努める。

保護命令制度については、DV防止法の改正が行われるごとに拡充されており、正確な情報提供を行うとともに、保護命令の申立てを希望する場合は申立方法などを助言し、円滑に申立てができるようにする。

なお、保護命令が発令されるまでの間は危険性が高いため、警察と連携を図り被害女性の安全確保に努め、地方裁判所から配偶者暴力相談支援センターに発令が通知された場合は、円滑に関係機関との連絡調整を図る。特に就学している子供への保護命令の発令に対しては、学校への保護命令制度の説明と対応について、十分協議することとする。

また、繰り返される暴力や経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な被害女性については、健康福祉センターにおける精神保健福祉相談を活用するなど、医学的な面から判定し、被害女性の心身の健康状態を踏まえ、今後の必要な支援に努める。

具体的取組

- ① DV被害女性のための相談窓口の充実、相談証明の発行
 - 1) 配偶者暴力相談支援センターとしてDV相談窓口の充実を図り、自立するために必要な各種手続のための相談証明を発行する。
(予約不要、緊急に支援が必要な被害女性に随時対応)
 - 2) DV問題を含む女性が抱える多様な問題・悩みに対し、カウンセリングを中心とした「女性のための相談」を実施するとともに、外国人女性にも対応できるカウンセラーを配置し、充実を図る。
(予約制、面接・電話での相談可能)

② 関係機関と連携した相談体制の強化

- 1) 身体的暴力を受けた被害女性の身の安全を確保するため、警察本部長等の援助制度を活用した警察署との連携を強化する。
- 2) 精神的に不安定な被害女性が医学的な指導・治療が必要な場合は、健康福祉センターと連携を図り、精神保健福祉相談を活用する。

③ 保護命令制度の活用

- 1) 身体的暴力に加え精神的暴力も保護命令の対象になったことから、被害女性の申出に基づき、円滑に申立てができるような助言・サポートに努める。
- 2) 保護命令の発令による警察等関係機関との円滑な連絡調整を図る。

基本課題3 緊急時の安全確保及び一時保護の実施

【考え方】

DV被害女性の一時保護については、本人の意思に基づき、適当な宿泊先がなく、被害が及ぶことを防ぐため緊急に保護することが必要と認められる場合であって、自立に向けた援助が有効であると認められる場合等に行うものとする。

一時保護の期間は原則2週間であり、その間、自立に向けての必要な援助を事案に応じて弾力的に対応するとともに、警察と連携を図り、保護を求めた時点から、入所及び退所に至るまでの間の安全の確保を図る。

同伴する子供について、他の一時保護所では中学生以上の男子については受入れができず、児童相談所を利用した母子分離での保護を原則としているが、現状では母子分離をされることで、危険性が高いにもかかわらず、被害女性が入所を断るケースもあると聞いていること、これまでの市の保護実績から考えても母子分離は、被害女性や同伴する子供たちに精神的負担を重ねることと判断し、市の施設では、一世帯の入所を原則とし、同伴する子供は全て受け入れることとする。

また、入所中の支援を民間団体と協働することで、被害女性の緊張と不安を緩和し、より安心感を与えることができること、行政との役割分担を明確にした上で、各関係機関への同行支援を行うことができることから、今後も民間団体と連携を図り、支援体制を構築する。

広域的な対応としては、千葉県及び他県の婦人相談所と一時保護委託契約を締結するとともに、市民以外の被害女性も柔軟に受け入れることとする。

なお、自治体間依頼に基づく市民以外の保護については、住所地自治体が被害状況や自立の意思確認を正確に行い、援護等の実施責任を負うことなどの明確な支援策を立てるように要請した上で受け入れることとする。

具体的取組

- ① 緊急時の安全確保及び緊急一時保護施設（シェルター）による保護
 - 1) DV被害女性が保護を求めた時点から入所するまで安全の確保を図る。
 - 2) DV防止法で規定された被害女性と同伴家族を一時的に保護する。
(入所期間：原則2週間、市民：無料、市民以外：実費負担)
- ② 緊急生活支援資金助成及びカウンセリング受診助成
(シェルター入所中の市民)
 - 1) 所持金を持たないシェルター入所中の被害女性が、自立の際に関係機関への相談、保護命令等の申立てに必要な経費に充当するために助成する。

- 2) シェルター入所中の被害女性が本人の意思により、心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な治療として、市内精神科医によりカウンセリングを受けた場合、その経費について助成する。
- ③ 民間団体との連携による支援体制の強化
 - 1) シェルターの運營業務の一部を民間団体に委託し、官民が協働した支援体制を強化する。
- ④ 広域的に受け入れるための住所地自治体への理解と協力要請
 - 1) 自治体間依頼による市民以外の被害女性を柔軟に受け入れるため、住所地自治体が被害状況や自立についての意思を十分把握し、そのための援護等の実施責任についての理解と協力を要請する。
 - 2) 市民以外の被害女性が直接保護を求めた場合の住所地自治体との連絡調整と協力を要請する。

基本課題4 自立支援策の充実・活用

【考え方】

DV被害女性が自立して生活するためには、求職活動、住宅の確保、行政での様々な手続が必要となるが、精神的に不安定な被害女性が短期間で、これらの手続を行うことは、新たに精神的負担を重ねることになるため、シェルターへの入所を問わず相談内容に合わせ、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整にとどまらず、配偶者暴力相談支援センターとして総合的にコーディネートした上で、民間団体と役割分担を明確にし、同行支援に努める。

自立支援の中でも就業の促進、居住支援が極めて重要になることから、就業支援については、市独自の職業無料相談所や公共職業安定所の活用を図ること、また民間団体による情報収集などで、早期の就職を促進する。

なお、母子寡婦福祉法に基づく自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費の活用により、ひとり親家庭同様に雇用の安定を図るとともに、日常生活における子育て支援に対しても柔軟に対応する。

居住支援については、シェルターを退所しても自立まで時間がかかる被害女性に対し、市営住宅を利用(目的外使用)したステップハウスで自立するまでの間、居住できることとする。

また、自立が可能な被害女性は市営住宅への優先入居(ひとり親家庭と同等)、民間賃貸住宅への家賃助成や市と協定を締結している保証会社を活用した保証人の確保により、早期に居住の安定を図る。ただし、居住支援については緊急的に住宅の確保が必要なことから、シェルター入所者に限ることとするが、シェルターに入所するまでの緊急性、危険性がない場合は、離婚後6か月までの間はひとり親家庭として、民間賃貸住宅の同支援は受けられる制度となっている。

具体的取組

- ① ニーズに対応した各種同行支援の実施
 - 1) 住所地での行政手続や自立先の行政手続、警察等への支援申出など公的機関については、配偶者暴力相談支援センター職員が同行する。
 - 2) 求職活動、住宅の確保等については、民間団体が同行する。
- ② 居住の場の確保策の充実
 - 1) 市営住宅における入居条件の緩和(シェルター入所経験のある市民)
 - 2) ステップハウスにおける自立の準備(シェルター入所中の市民等)
市営住宅を目的外使用し、被害女性が精神的ケアと経済的自立に向けた生活の準備をするためにステップハウスとして活用する。

3) 民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業の活用

(シェルター入所中の市民)

緊急に居住の場を確保する必要がある被害女性で、市内・市外の民間賃貸住宅へ入居しようとする低額所得者に対し賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成する。

4) 住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の活用

(シェルター入所経験のある市民)

家賃等の支払ができるにもかかわらず、「条件の合う住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が不安」などの理由で市内の民間賃貸住宅への入居が困難な被害女性世帯に対し、民間賃貸住宅情報の提供、民間保証会社や既存の福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行うとともに、低額所得者などには、家賃等保証委託契約に要する費用の一部を助成する。

③ ひとり親家庭としての生活支援策の活用

1) 自立支援教育訓練給付金の活用

ひとり親家庭等が就職や転職に際して、職業技能を身に付けるための講座を受講した場合に支給する。

2) 高等技能訓練促進費の活用

ひとり親家庭等が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関で就学する場合に支給する。

3) 日常生活支援事業の活用

ひとり親家庭となって、職業訓練や就職活動をする場合や、病気等の際に、家庭生活支援員を派遣して一時的に日常生活の世話や子供の保育をする。

4) 母子・寡婦福祉資金の活用

ひとり親家庭等の経済的自立を支援するため、必要な資金を貸付けする。

基本課題5 関係機関との連携体制の構築

【考え方】

DV被害女性と身近に接する立場にある市が配偶者暴力相談支援センターとして主体的に取り組むため、日々の相談、保護、自立支援等様々な段階において、配偶者暴力相談支援センターが中心となり、引き続き「野田市ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会」による連携体制の強化を図る。

加害者対策については、国・県が更生のための指導について調査研究を推進しているが、未解明な部分が多く、引き続き調査研究を推進することとされているため、市としては今後の課題として、調査結果などを踏まえ対応することとし、加害男性相談窓口についての情報提供に努める。

配偶者暴力相談支援センター職員は、DV被害の特性等を十分理解した上で、被害者の心身の状況や置かれている環境を踏まえ相談に応じることに留意し、更なる被害（二次被害）が生じることのないように配慮する。

また、被害女性の安全の確保を第一に考え、被害女性及びその支援者に関する秘密の保持に十分配慮し、同伴する子供がいる場合は、保育所、幼稚園、学校等と連携を図り、安全の確保に努める。

なお、被害女性が行政手続を行う際、各窓口等での二次被害を防ぐため、引き続き職員研修にDVを含む男女共同参画のメニューを取り入れ、職員の共通理解の浸透を図る。

被害女性等から申出のあった苦情については、配偶者暴力相談支援センターとして誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ職務の執行の改善に反映することとする。

具体的取組

- ① 関係機関とのネットワーク組織の円滑な活用
 - 1) 配偶者暴力相談支援センターを中心とした「野田市ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会」による関係機関との連携体制を強化する。
- ② 関係機関と連携した男性相談の活用
 - 1) 男性相談窓口についての情報提供を図る。
- ③ 職員に対する共通理解の浸透
 - 1) 配偶者暴力相談支援センター職員の支援に対する実務の向上を図る。
 - 2) 市職員に対する各階層別研修を実施する。
- ④ 苦情に対する適切かつ迅速な処理
 - 1) 配偶者暴力相談支援センターへの苦情に対し適切かつ迅速に対応する。

V. 資料編

DV被害女性を対象とした各種支援策一覧

各支援策	要件	助成対象者
◎野田市緊急一時保護施設の設置 (平成14年7月～)	※ DV防止法に基づく被害女性とその家族 ○ 市民は無料 市民以外は一世帯1,200円/日 ○ 入所期間は原則2週間とする。	○ 市民及び市民以外のDV被害女性
◎緊急生活支援資金助成 (平成14年7月～)	※ 野田市緊急一時保護施設に入所しているDV被害女性で所持金を持っていない者 ○ 被害女性一人当たり25,000円	○ 市内に住所を有し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法に規定する外国人登録原票に登録されている者
◎カウンセリング受診助成 (平成14年7月～)	※ 野田市緊急一時保護施設に入所しているDV被害女性で市内医療機関でカウンセリングを受診する者 ○ カウンセリング受診の初診料、再診料及び薬剤費等の額 ○ 初診日から3か月以内で、かつ6回以内の受診を限度	○ 市内に住所を有し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法に規定する外国人登録原票に登録されている者
◎市営住宅における入居条件の緩和 (平成14年7月～)	【次のすべてに該当する者】 ○ 公的機関等からの「緊急一時保護施設に入所していたこと」を証明する書類を有していること。 ○ 離婚調停の手中中であることが証明される書類を有していること。	○ 母子世帯に該当するDV被害女性 (20歳未満の子を扶養している女性) ○ 一般世帯に該当するDV被害女性 (20歳以上の子を扶養している女性) ○ 単身世帯に該当するDV被害女性
◎ステップハウスの設置 (平成16年7月～)	【次のいずれかに該当する者】 ○ DV防止法による保護命令を受けている配偶者から暴力を受けた被害女性 ○ 売春防止法に規定する婦人相談所及びDV防止法に規定する一時保護している者又はしていた者 ○ DVを入所理由とした売春防止法に規定する婦人保護施設及び児童福祉法に規定する母子生活支援施設の退所者又は入所者	○ 市民及び野田市のシェルターに入所している者 ○ 住宅困窮者 ○ 公営住宅法による収入条件を満たす者
◎ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸住宅入居時家賃助成 (対象)ひとり親家庭等DV被害女性 (平成17年4月～)	DV被害女性の要件 【次のいずれかに該当する者】 ◎ 売春防止法に規定する婦人相談所及びDV防止法に規定する一時保護している者 ◎ DVを入所理由とした売春防止法に規定する婦人保護施設及び児童福祉法に規定する母子生活支援施設の入所者 ○ 市内、市外の民間賃貸住宅を対象に1か月分の家賃、仲介手数料(ともに65,000円で、総額130,000円が限度)	○ 市内に1年以上住所を有し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法に規定する外国人登録原票に登録されている者 ○ 過去にこの制度による助成金を受けていない者 ○ 生活保護法による保護を受けていないが、DV被害女性にあっては、著しく生活に困窮している者で福祉事務所長が保護を要する状態に陥るおそれがあると認められた者
◎住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業助成 (対象)ひとり親家庭等DV被害女性高齢者世帯心身障がい者世帯 (平成17年8月～)	DV被害女性の要件 【次のいずれかに該当する者】 ◎ DV防止法による保護命令を受けている配偶者から暴力を受けた被害女性 ◎ 売春防止法に規定する婦人相談所及びDV防止法に規定する一時保護した者又はしている者 ◎ DVを入所理由とした売春防止法に規定する婦人保護施設及び児童福祉法に規定する母子生活支援施設の退所者又は入所者 ○ 保証人が確保できない方に市と契約している保証会社と金銭保証契約を行う。低所得者については、保証費用の1/2を助成(11,000円を限度)	○ 市内に1年以上住所を有し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法に規定する外国人登録原票に登録されている者 ○ 過去にこの制度による助成金を受けていない者 ○ 生活保護法による保護を受けている者 ○ 世帯全員が当該年度の市町村民税が非課税の者

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成一九年七月十一日

我が国においては、[日本国憲法](#) に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害

者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 **刑法**（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、[警察法](#)（昭和二十九年法律第百六十二号）、[警察官職務執行法](#)（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 [社会福祉法](#)（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、[生活保護法](#)（昭和二十五年法律第百四十四号）、[児童福祉法](#)（昭和二十二年法律第百六十四号）、[母子及び寡婦福祉法](#)（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（被害者及び当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で[公証人法](#)（明治四十一年法律第五十三号）[第五十八条ノ二第一項](#)の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、[民事訴訟法](#)（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。